

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成十四年十月十八日

福島県条例第八十五号

改正 平成一四年一二月二四日条例第一〇六号

平成一五年一一月二八日条例第八五号

平成一七年三月二五日条例第一一号

平成一七年一一月二九日条例第一三〇号

平成一八年三月二二日条例第六二号

平成一八年一一月三〇日条例第一〇三号

平成一九年一〇月一六日条例第七〇号

平成二〇年三月一一日条例第四号

平成二〇年一一月二七日条例第七八号

平成二一年五月二九日条例第六五号

平成二一年一一月二七日条例第九八号

平成二二年三月二三日条例第七号

平成二二年七月六日条例第四一号

平成二二年一一月三〇日条例第六三号

平成二三年一二月二八日条例第九四号

平成二五年三月二六日条例第一〇号

平成二六年一二月二四日条例第一一六号

平成二七年三月二四日条例第一五号

平成二八年三月一一日条例第五号

平成二八年一二月二六日条例第八九号

平成二九年一二月二六日条例第一三六号

平成三〇年一二月二五日条例第一〇一号

令和元年一二月二七日条例第七一号

令和二年一一月三〇日条例第六〇号

令和三年一一月三〇日条例第八九号

令和四年一二月二三日条例第六四号

(一部未施行)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

## 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

### (趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一七条例一一・平二八条例五・一部改正）

### (定義)

第二条 この条例において、「職員」とは、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。）をいう。ただし、前条及び次項においては、同法第四条第一項に規定する職員をいう。

2 この条例において、「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

（平一七条例一一・追加）

### (職員の任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当

該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(平一七条例一一・旧第二条繰下・一部改正)

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(平一七条例一一・追加)

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十六条の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

（平一七条例一一・追加、平一九条例七〇・一部改正）

（任期の特例）

第六条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第四条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第四条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 その他任命権者が必要と認める場合

（平一七条例一一・追加）

（任期の更新）

第七条 任命権者は、法第七条第一項又は第二項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

（平一七条例一一・旧第三条繰下・一部改正）

（給与に関する特例）

第八条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
一	三八四、〇〇〇円
二	四三一、〇〇〇円
三	四八四、〇〇〇円
四	五四七、〇〇〇円
五	六二四、〇〇〇円
六	七二九、〇〇〇円
七	八五三、〇〇〇円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びに

その者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その号給の決定の基準となる職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

号給	基準となる職務
一	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
二	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
三	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
四	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
五	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務
六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務

- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 第五条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第四条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。）の例により算定されることとなる給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(平一四条例一〇六・平一五条例八五・一部改正、平一七条例一一・旧第四条線下・一部改正、平一七条例一三〇・平一八条例六二・平二〇条例四・平二〇条例七八・平二一条例九八・平二三条例九四・平二六条例一一六・平二七条例一五・平二八条例五・平二九条例一三六・令元条例七一・令四条例六四・一部改正)

(給与条例の適用除外等)

第九条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。)第三条から第四条まで、第七条から第九条まで、第九条の五、第十七条の四及び第十八条の二から第十八条の四までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第九条の三、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、給与条例第九条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)第八条第一項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員に限る。)」と、給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十七条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。

3 給与条例第七条の三から第九条まで、第九条の三、第九条の五、第十一条の二、第十一条の三及び第十八条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第十条第二項第二号、第十三条第二項及び第四項、第十六条並びに第十九条の三の規定の適用については、給与条例第十条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)第八条第六項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第十三条第二項及び第四項並びに第十九条の三中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第十六条中「七時間四十五分」とあるのは「七時間四十五分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては七時間四十五分に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

(平一四条例一〇六・平一五条例八五・一部改正、平一七条例一一・旧第五条線下・一部改正、平一七条例一三〇・平一八条例六二・平一八条例一〇三・平二〇条例四・平二〇条例七八・平二一条例九八・平二二条例七・平二二条例四一・平二二条例六)

三・平二六条例一一六・平二八条例五・平二八条例八九・平二九条例一三六・平三〇条例一〇一・令元条例七一・令二条例六〇・令三条例八九・一部改正)

(人事委員会規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一七条例一一・旧第六条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給与条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」とあるのは、「附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」とする。

(平二一条例六五・追加)

(平成二十六年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成二十六年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

(平二六条例一一六・追加)

(平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成二十七年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百六十」とする。

(平二八条例五・追加)

(平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

(平二八条例八九・追加)

(平成二十九年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 平成二十九年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

(平二九条例一三六・追加)

(平成三十年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 8 平成三十年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とあるのは「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

(平三〇条例一〇一・追加)

(令和元年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 9 令和元年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

(令元条例七一・追加)

(令和四年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 10 令和四年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百六十五」とする。

(令四条例六四・追加)

附 則 (平成一四年条例第一〇六号)

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第八五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）及び第五条第二項の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成十五年十二月に支給する期末手当に関するこの条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同項中「、「百分の百七十」とあるのは「、「百分の百四十五」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の百六十」とする。

附 則 (平成一七年条例第一一号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第一三〇号)

この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。



附 則（平成一八年条例第六二号）

改正 平成二一年十一月二七日条例第九八号

平成二三年一月二八日条例第九四号

平成二五年三月二六日条例第一〇号

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（平二五条例一〇・旧第一項・一部改正）

附 則（平成一八年条例第一〇三号）

この条例は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第七〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成二十年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第八条第六項及び第九条第四項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（平成二〇年規則第一四号で平成二〇年三月二五日から施行）

- 2 この条例（第八条第一項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成十九年四月一日から、この条例（第九条第二項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例（第八条第六項及び第九条第四項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二〇年条例第七八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成二十年十二月

一日から施行する。

- 2 この条例（第九条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二十一年条例第六五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年条例第九八号）

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年条例第七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年条例第四一号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十三条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年条例第六三号）

この条例中第一条の規定は平成二十二年十二月一日から、第二条の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年条例第九四号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成二五年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一一六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第八条第一項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成二十六年四月一日から、この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二七年条例第一五号）

改正 令和元年一二月二七日条例第七一号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「条例」という。）第八条第一項に定める給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（令元条例七一・一部改正）

- 3 前項の規定による給料を支給される職員に関する条例第八条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十五号）附則第二項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二八年条例第五号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第八条第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例（第八条第一項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成二十七年四月一日から、この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二八年条例第八九号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二九年条例第一三六号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例（第八条第一項の表一の項の改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は平成二十九年四月一日から、この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成三〇年条例第一〇一号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和元年条例第七一号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（第九条第二項の改正規定

に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定(第八条第一項の表の改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成三十一年四月一日から、第一条の規定(附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の条例の規定は令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (令和二年条例第六〇号)

この条例中第一条の規定は令和二年十二月一日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年条例第八九号)

この条例中第一条の規定は令和三年十二月一日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年条例第六四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項、第九条第二項及び第四項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例(第八条第一項の表一の項の改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和四年四月一日から、この条例(附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。